



市内でも増加しています

通販サイトの「定期購入」「返品不可」
トラブルに注意を！

《相談内容》

インターネットの通信販売で初回500円の除毛クリームを見つけ、試しに1回購入した。すると1カ月後に同じ商品が3個届き、4万円の請求書が同封されていた。業者に問い合わせると、4カ月間の定期コースの注文をしているので返品できないと言われた。契約の取り消しはできないだろうか。

(20代女性)

《アドバイス》

1度だけ試すつもりで商品を購入したはずが、何度も商品が届き、高額な料金を請求されるという「定期購入」に関するトラブルが市内でも増加しています。通信販売で商品を購入する場合、クーリング・オフは適用されないため、契約の取り消しはできません。購入する前に次の点について確かめましょう。

●定期購入になっていないか
「無料でお試し」や「初回500円」などのお得な情報は大きく表示され、複数回の定期購入であることについては小さな字で表示されていることがあります。商品を購入する前に「定期購入になっていないか」を確かめましょう。

●返品についての記載があるかどうか

広告などに「返品不可」などと書かれている場合は返品できません。しかし広告に返品についての記載がない場合には商品を受け取った日から8日間は契約の申し込みの撤回や契約の解除を行うことができます。返品についての記載があるかどうかを確かめましょう。

トラブルに遭った場合は、消費生活センターに相談してください。

人権標語 (事務所)

育てよう 人の痛みのわかる子に

消費生活の困り事はこちらへ
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員と一緒に解決策を考えます。
気軽に相談してください。

時 3日・23日を除く月～金曜日
9時～12時、13時～16時

所 市役所本庁3階

※電話相談も可。

【巡回相談】

時 13日(金)・20日(金)・
27日(金)14時～16時

所 本郷・久井・大和支所(要申し込み)

申 相談日の前日までに消費生活センターへ



三原市×三原テレビ×FMみはら連携
ミハラ発信会議③

FMみはら 金曜日に「藤田弘之のみはら情報局ラジオ」をサテラスで生放送

テレビやラジオで活躍中のタレント藤田弘之(写真右)さんがメインパーソナリティを務めるFMみはらの人気番組「藤田弘之のみはら情報局ラジオ」。JR三原駅前のサテラス(キオラスクエア内)で金曜日に生放送しています。番組の様子は外から見学でき、時には藤田さんが見学に来ている人とやり取りする場面もあります。藤田さんの軽快なトークを間近で楽しみませんか。



▲金田和恵さん



周波数 87.4メガヘルツ
放送日時 毎週金曜日15時～17時
再放送 毎週土曜日13時～15時
パーソナリティ 藤田弘之、金田和恵
※月に1回、藤田さんが不在の時があります。
☎FMみはら(☎0848・67・0874)

※市と三原テレビ放送・FMみはらは、連携して情報を発信するため「ミハラ発信会議」を設置しています。このコーナーでは、会議の内容や各メディアの情報などをお知らせします。